

大和市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次のとおり市道の路線を廃止し、同法第18条第2項の規定により令和2年1月14日から供用を廃止する。

なお、関係図面は、本市都市施設部道路・河川管理課において、令和2年1月14日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長	重要な経過地
公所120号	下鶴間字乙三号 2212番先	下鶴間字乙三号 2213番先	1.82 <sup>m</sup>	29.62 <sup>m</sup>	
公所124号	下鶴間字乙三号 2220番1先	下鶴間字乙三号 2221番1先	1.82 <sup>m</sup>	53.12 <sup>m</sup>	
下福田228号	福田字甲三ノ区 295番4先	福田字甲三ノ区 303番2先	1.48	6.58	